輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて (簡易通知型包括保険)

平成29年4月1日 17-制度-00067

(目的)

第1条 この規程は、簡易通知型包括保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00006。以下「約款」という。)別表に定める輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物又は仲介貿易貨物のうち、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の16の項に該当する貨物の輸出又は同別表第1の2から16までの項に該当する仲介貿易貨物の販売(以下「対象貨物の輸出等」という。)に係る株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)に対する通知及び対象貨物の輸出等ができなくなったことによる損失のてん補について定める。ただし、輸出者等の保険契約において、約款第11条第1号のてん補危険がてん補されない場合は、本規程を適用しない。

(定義)

- 第2条 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和25年法律第67号) 及び約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。
 - 一 「輸出者等」とは、輸出者又は仲介貿易者をいう。
 - 二 「輸出契約等」とは、輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約をいう。ただ し、技術提供契約が含まれる場合を除く。
 - 三 「輸出等許可」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。(以下「外 為法」という。)第48条第1項又は第25条第4項の規定に基づく許可をいう。
 - 四 「客観要件」とは、貨物の輸出にあっては、輸出貨物が核兵器等の開発等のために 用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)の各号の いずれか又は輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵 器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある 場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号)の各号のいずれか、仲介貿易貨物 の販売にあっては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関す る取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める 省令(平成18年経済産業省令第101号)に該当することをいう。
 - 五 「インフォーム要件」とは、輸出者等が、貨物の輸出にあっては、輸出令第4条第 1項第3号ロ又は二、仲介貿易貨物の販売にあっては、外国為替令(昭和55年政令第 260号)第17条第3項第2号ロに基づき経済産業大臣から輸出等許可の申請をすべき旨 の通知を受けたことをいう。

(てん補危険等)

第3条 輸出契約等の締結後かつ船積前までに、対象貨物の輸出等が客観要件又はインフォーム要件(以下「補完的輸出規制等」という。)に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けた場合は、約款第12条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。ただし、約款第8条第2項第6号の規定に基づき、確定前通知により、当該輸出契約等について保険関係を成立させることを要件とする。

(通知)

第4条 輸出者等は、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したことに基づく輸出 等許可の申請を行う必要がないことを確認しなければならない。 2 輸出者等は、輸出契約等締結後船積みまでに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に 該当したときは、その旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。た だし、船積までに輸出等許可を取得した場合は、この限りでない。

(免責)

第5条 日本貿易保険は、約款第17条に規定するもののほか、対象貨物の輸出等について、 輸出契約等締結までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときであって、 輸出契約等締結後に補完的輸出規制等による輸出等の不許可処分がなされ、輸出契約等 に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなくなったことによる損失 をてん補する責めに任じない。

(保険金不払、保険金返還)

- 第6条 日本貿易保険は、約款第18条に規定するもののほか、輸出者等が第4条第2項の 規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を支 払わず、又は当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 (保険金の請求)
- 第7条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、簡易通知型包括保険手続細則(平成29年4月1日 17-制度-00040)別表4記載の書類の他、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別紙

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る通知書

年 月 日

株式会社

日本貿易保険 御中

被保険者(申込者)

<u>住所</u> <u>氏名</u> 印

簡易通知型包括保険契約の対象となる輸出契約等の(輸出・仲介貿易)貨物について(インフォーム要件・客観要件)に該当する事由が発生しているので、下記のとおり通知します。

記

- 1. 保険関係の内容
 - (1)包括契約管理番号及び証券番号
 - (2)保険関係成立年月日
 - (3)輸出契約等締結日
 - (4)品名
 - (5)貨物の用途
 - (6)数量
 - (7)仕向地
 - (8)最終需要者
 - (9)支払人
 - (10)支払国
 - (11)保証国
- 2. 通知事由の発生年月日
- 3.経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課への許可の申請年月日
- 4. 通知事由発生にいたった経緯

注:通知書の提出部数は、1通です。